

野田市告示第208号

野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則（令和7年野田市規則第52号）の施行に関し必要な様式のひな型を別紙のとおり定め、令和7年9月16日から施行する。

令和 7年 9月17日

野田市長 鈴木 有

第 号
年 月 日

様

野田都市計画事業
梅郷駅西土地区画整理事業
施行者 野田市
代表者 野田市長

⑨

清算金通知書

野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業施行地区内の清算金について、次のとおり決定しましたので、野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則第4条の規定により通知します。

- | | |
|-----------|---|
| 1 徴収する清算金 | 円 |
| 2 交付する清算金 | 円 |
| 3 供託すべき金額 | 円 |

権 利 者	住 所	
	氏 名	
従 前 の 土 地		
換 地 処 分 後 の 土 地		

年 月 日

(宛先)

野田都市計画事業

梅郷駅西土地区画整理事業

施行者 野田市

代表者 野田市長

住 所

申請者

氏 名

清算金分割納付申請書

年 月 日付け 第 号により通知のあった野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業における清算金を分割納付したいので申請します。

権 利 者	住 所	
	氏 名	
権 利 の 種 類		
従 前 の 土 地		
換 地 処 分 後 の 土 地		
清 算 金	円	
分 割 納 付 の 方 法		

第 号
年 月 日

様

野田都市計画事業
梅郷駅西土地区画整理事業
施行者 野田市
代表者 野田市長

⑨

清算金分割徴収金額決定通知書

年 月 日付けで申請のあった野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業による清算金分割納付について、次のとおり決定しましたので野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則第6条の規定により通知します。

回	数	清 算 元 金	利 子	計	納 付 期 限
第	回	円	円	円	年 月 日
第	回	円	円	円	年 月 日
第	回	円	円	円	年 月 日
第	回	円	円	円	年 月 日
第	回	円	円	円	年 月 日

年 月 日

(宛先)

野田都市計画事業

梅郷駅西土地区画整理事業

施行者 野田市

代表者 野田市長

住 所

申請者

氏 名

清算金繰上納付申請書

年 月 日付け 第 号により通知のありました野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業による清算金分割納付について、次のとおり残額（一部・全部）を繰り上げて納付したいので申請します。

繰上納付金額

円

納入通知書兼領収書㊦

住所										
氏名										
年度		会計	一般会計							
款	項	目	節	摘要	予算区分	調定番号				
金額	円									
納期限										
内容										
取扱課名										
上記のとおり納入してください。										
野田市長										
領収日付印										
上記金額を領収しました。										
収納金融機関										

野 田 市

領収済通知書（控）

住所										
氏名										
年度		会計	一般会計							
款	項	目	節	摘要	予算区分	調定番号				
金額	円									
納期限										
内容										
取扱課名										
上記のとおり領収済。										
収納金融機関										
領収日付印										

（収納金融機関）

領 収 済 通 知 書 ㊦

住所										
氏名										
年度		会計	一般会計							
款	項	目	節	摘要	予算区分	調定番号				
金額	円									
納期限										
内容										
取扱課名										
上記のとおり領収したので通知します。										
野田市会計管理者										
領収日付印										

（取りまとめ金融機関） 千葉銀行 野田支店

（野田市保管）

第 号
年 月 日

様

野田都市計画事業
梅郷駅西土地区画整理事業
施行者 野田市
代表者 野田市長

⑨

清算金繰上納付承認通知書

年 月 日付けで申請のあった野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業による清算金繰上納付について、次のとおり承認しましたので、野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則第7条第2項の規定により通知します。

分割徴収を取り消した清算金	円
再 計 算 し た 利 子	円
合 計 金 額	円
納 期 限	年 月 日

第 号
年 月 日

様

野田都市計画事業
梅郷駅西土地区画整理事業
施行者 野田市
代表者 野田市長

印

清算金繰上徴収通知書

年 月 日付けで通知をした野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業の清算金分割徴収金については、第 回より納期限内に納入されていないため、次のとおり納期限を変更し繰上徴収することとしたので、野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則第9条の規定により通知します。

分割徴収を取り消した清算金	円
再 計 算 し た 利 子	円
合 計 金 額	円
納 期 限	年 月 日

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県知事に対して審査請求することができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

野田都市計画事業
梅郷駅西土地区画整理事業
施行者 野田市
代表者 野田市長

⑨

清算金交付通知書

野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業施行地区の清算金について、次のとおり交付しますので、野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則第10条の規定により通知します。

交 付 金 額 円
交 付 年 月 日
交 付 場 所 指定金融機関
該 当 地 番

従 前 の 土 地	
換 地 処 分 後 の 土 地	

年 月 日

(宛先)

野田都市計画事業

梅郷駅西土地区画整理事業

施行者 野田市

代表者 野田市長

住 所

申請者

氏 名

清算金交付請求書

年 月 日付け 第 号により通知のありました野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業清算金について、次のとおり請求します。

請求額 円

年 月 日

(宛先)
野田都市計画事業
梅郷駅西土地区画整理事業
施行者 野田市
代表者 野田市長

住 所
申出者
氏 名 ⑩

交付金供託不要の申出書
年 月 日付け 第 号により通知のありました野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業清算金については、供託によらず次の権利者に交付されるよう申し出ます。

権 利 者 の 住 所 ・ 氏 名	住 所	
	氏 名	
権 利 の 種 類		
従 前 の 土 地		
	順位番号及び担保権の種類（ ）	
換 地 処 分 後 の 土 地		
清 算 金	円	
備 考 （ 債 務 者 ）		

様

野田市長

あなたの清算金について 現在、下記金額が未納になっています。
つきましては、同封した納付書にて至急納めてください。
なお、この通知は土地区画整理法第110条第3項の規定に基づき送付しています。

督促状		野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業清算金	
一括／分割	指定納期限		
	内訳	納付額	円
延滞金（※）		円	
合計金額		円	
第	回分		

上記の全額を同封の金融機関一覧記載の指定金融機関で納付して下さい。

◎本状到着前に納付済の場合は、行き違いですので、本状は自然無効となりますのでご容赦ください。
なお、納付約束された方についても、法律に基づき本状を発送しています。

延滞金（※）

納期限までに納付しない場合は、納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じて、野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則第15条の規定により計算した延滞金が加算されます。

ご注意

督促状を発した日から10日を経過した日までに未納となっている清算金を完納しないときは、土地区画整理法に基づく滞納処分として財産（給与・預貯金・生命保険等）の差押えを行うことがあります。完納が困難な場合は、都市整備課までご相談ください。

お問い合わせ先

野田市都市部都市整備課

野田市鶴奉7番地の1（市役所高層棟6階）

住所 〒278-8550

電話 04-7123-1647（直通）

整理番号

（教示）

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県知事に対して審査請求することができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

(宛先)

野田都市計画事業

梅郷駅西土地区画整理事業

施行者 野田市

代表者 野田市長

住 所

申出者

氏 名

氏名等変更申出書

次の土地又は土地について存する権利について次のとおり変更しましたので申し出ます。

	住 所	氏 名	生 年 月 日
変 更 後			年 月 日
変 更 前			年 月 日
年 月 日 登記簿登記事項又は申告内容			
地 番		権 利 種 別	摘 要

年 月 日

(宛名)

野田都市計画事業

梅郷駅西土地区画整理事業

施行者 野田市

代表者 野田市長

住所

申請者

氏名

延滞金減免申請書

野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業に係る清算徴収金に対して加算される延滞金について、減免を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1 申請内容

回数	清算徴収金額	納付期限	滞納金額	減免を受けたい 延滞金額	納付する 延滞金額
		納付日			

2 減免申請理由（納付困難な理由を具体的に記入してください。）

年 月 日

様

野田都市計画事業
梅郷駅西土地区画整理事業
施行者 野田市
代表者 野田市長 ⑩

決定

延滞金減免 通知書

却下

年 月 日あなたから申請のありました、野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業清算金に係る延滞金の減免については、次のとおり決定・却下 とすることに決定しましたので通知します。

承認の内容			
回 別	延滞金額	免除する延滞金額	差引延滞金額
	円	円	円 [同封の納入通知書で納付してください。]
	円	円	円 [同封の納入通知書で納付してください。]
不承認の理由			

清算金滞納処分職員証

(表)

野田市告示 第 号

清算金滞納処分職員証

写真

公印

野 田 市

(氏 名)

年 月 日生まれ

年 月 日交付

野田市長 印

(裏面)

1. この清算金滞納処分証は、土地区画整理法第 110 条第 5 項の規定に基づき土地区画整理事業に伴う清算金に関する徴収金につき、滞納処分執行のため、財産差押を行うとき、又は財産差押に関する調査のため質問し、若しくは検査又は捜索を行うときに携帯する。
2. この職員証は、被差押者または被検査者の請求があったときは、これを呈示しなければならない。
3. この職員証の有効期限は、発行の日から翌年の 3 月 3 1 日までとする。
4. この職員証は、犯罪捜査に用いてはならない。